

東京都瑞江葬儀所火葬炉設備選定プロポーザル実施要綱

令和2年 6月24日

(目的)

本要綱は、東京都瑞江葬儀所において、老朽化の著しい火葬炉棟を新たに整備するにあたり、特殊性の高い火葬炉設備について、整備を行う予定の者（以下「整備予定者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、その手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般事項)

1 事業概要

(1) 対象事業

東京都瑞江葬儀所における火葬棟建築の設計支援業務及び火葬炉設備の整備

(2) 事業場所

東京都江戸川区春江町三丁目26-1

(3) 事業の予定

火葬炉棟建築の設計支援業務 令和2年～令和4年（予定）

火葬炉設備整備工事 令和4年～令和5年（予定）

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3 参加形態

単体による参加とする。

4 スケジュール

(1) 公告

令和2年6月24日（水）

(2) 質問締切

令和2年7月8日（水）

(3) 質問回答

令和2年7月15日（水）

- (4) 参加表明書提出締切
令和2年7月17日（金）
- (5) 技術提案書等提出締切
令和2年7月27日（月）
- (6) ヒアリング（審査）
令和2年8月6日（木）（予定）
- (7) 整備予定者公表
令和2年8月下旬（予定）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されていない者
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中ではない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にない者
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定による排除措置期間中ではない者
- (5) 建設業法に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者
- (6) 東京都競争入札参加資格で焼却設備の登録がある者
- (7) 火葬炉設備設置工事において十分な実績がある者

6 手続等

(1) 窓口

東京都建設局公園緑地部公園建設課公園設計担当

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03-5320-5381

電子メール： S0000382@section.metro.tokyo.jp

(2) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び添付資料等（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、提出書類の作成にあたり、東京都瑞江葬儀所火葬炉設備選定プロポーザル提出書類等作成要領（以下「作成要領」という。）を参照すること。

① 提出期限

令和2年7月17日（金）

② 提出場所

東京都建設局公園緑地部公園建設課

③ 提出書類

- 1) 東京都瑞江葬儀所火葬炉設備選定プロポーザル参加表明書（様式1）
- 2) 会社概要（様式2）
- 3) 納入実績（様式3）

④ 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）14部の合計15部

⑤ 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く）とする。郵送の場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前連絡をいれ、東京都から指定された日時に持参すること。

⑥ その他

参加表明書等の提出により、参加資格の要件が満たされていると確認された者に対し、技術提案に用いる整理番号と技術提案の提出依頼を令和2年7月21日（火）までに東京都から通知する。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案の提出依頼を受けた者は、以下により技術提案書及び設備計算書等（以下「技術提案書等」という。）を提出すること。また、提出書類には整理番号を記載すること。なお、技術提案書等の作成にあたり、東京都瑞江葬儀所火葬炉設備基本仕様書及び作成要領を参照すること。

① 提出期限

令和2年7月27日（月）17時

② 提出場所

東京都建設局公園緑地部公園建設課

③ 提出書類

作成要領の「3 技術提案について」、及び「4 設備計算書等について」に記載する書類。

④ 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）14部の合計15部

提出書類データ 1式（電子媒体は原則としてCD-Rとする）

※副本には会社名は記載しないこと。

※提出書類データについては、Word、Excel形式等、及びPDF形式とし、いずれの場合もテキスト等が抽出できること。収録内容はこの技術提案等のほか、参加表明書等についても収録すること。

⑤ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く）とする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前連絡をいれ、東京都から指定された日時に持参すること。

(4) 注意事項

- ① 提出された参加表明書等や技術提案書等については、訂正、変更及び資料の追加等は、東京都からの依頼又は合意のあったもの以外は一切認めない。
- ② 提出書類に不備があった場合や参加資格を満たさなくなった場合は、その後の審査は行わない。

(5) 質問等

- ① 質問は、質問書（様式4-1）による。
- ② 質問書は、令和2年7月8日（水）17時までに東京都に提出する。提出は、郵送又は電子メールとし、電話にて到達確認を行うこと。
- ③ 回答は、回答書（様式4-2）により、令和2年7月15日（水）に東京都建設局ホームページに掲示する。
- ④ 審査に関する事項や他参加者の状況、その他技術提案の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

7 選定方法

(1) 審査方法

審査は、東京都瑞江葬儀所火葬炉設備選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うこととし、原則として非公開とする。なお、評価事項は次のとおりとする。評価は、総合的かつ相対的に行い、整備予定者を選定する。

[評価事項]

- ・組織の執行体制及び設備計画（イニシャルコストを含む）
- ・安全対策、環境対策及び維持管理・補修計画の提案（ランニングコストを含む）
- ・技術提案

- ・ 建築設計業務に対する協力体制能力（工程管理）

[評価項目]

- ・ 火葬炉設備の基本方針に対する提案書
- ・ 技術提案書（7項目）
- ・ 火葬実績に関する数値
- ・ 工事概算参考見積書

(2) ヒアリングの実施

技術提案書等の提出者に対し、ヒアリングを実施する。

実施日については下記のとおりとする。なお、具体的な日時や開催場所、開催方法等の詳細は技術提案書等提出者へ別途通知する。

① 実施日

令和2年8月6日（木）（予定）

② 説明内容

参加表明書等及び技術提案書等に沿ったものとし、構成は提案者の自由とする。

③ ヒアリングの順番

整理番号の順に行う。

④ 出席者

出席者は、補助者（パソコン操作者等）を含めて3人以内とし、出席者報告（様式10）を当日提出すること。

出席者の確認を行うため、所属会社と氏名を確認できるものを準備すること。

⑤ 実施方法

詳細は別途通知する。

(3) 失格事項

次の項目に該当した技術提案者は失格となる場合がある。

- ① 技術提案書等に虚偽の記載がある場合。
- ② 技術提案書等の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合。
- ③ 特定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。特に、選定期間において東京都及び選定委員の関係者に対して、本プロポーザルに関する営業活動と見なすことのできる行為等を行った場合。
- ④ 定められた以外の方法で委員又は関係者に連絡を求めた場合。
- ⑤ その他、東京都瑞江葬儀所火葬炉設備選定プロポーザル実施要綱等に違反した場合。

(4) 選定結果の通知及び公表

技術提案書等の提出者には、結果に関わらず通知する。

なお、選定結果について質疑、異議は受け付けない。

8 その他

(1) 整備予定者との設計支援業務委託契約

- ① 整備予定者は、東京都が別途発注する東京都瑞江葬儀所火葬棟基本・実施設計（仮称）に対して、設計支援を行うための業務委託契約を締結し火葬炉設備に関する設計支援業務等を行う。
- ② 整備予定者による設計支援業務は技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、東京都及び火葬棟建物の設計者との協議に基づいて行うものとする。
- ③ 火葬炉設備の引渡後も設備全体が所定の性能を維持できるように、技術や情報の提供等を行うとともに、誠意をもって火葬炉性能の維持に努め適切な協力体制を維持すること。

(2) 整備予定者との工事請負契約

- ① 整備予定者に対する工事内容の詳細について協議の上、予算の成立後を条件とし、見積書の提出を経て、契約を締結する。
- ② 火葬棟建物の設計業務支援における協議において技術提案書等より機能増がなければ工事請負契約を行う際の見積額は、技術提案書等に記載された火葬炉設備工事概算参考見積額を下回らなければならない。ただし、設計支援業務委託期間に発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。

(3) 提出書類等の取扱等

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類は、選定以外の目的で無断使用しない。
- ③ 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、東京都が必要と認める場合（火葬棟建物に係る基本設計等の基礎資料作成等）には、東京都は無償で使用できることとする。
- ④ 提出書類は、審査にあたり複製する場合がある。
- ⑤ 東京都は、提出書類について必要に応じて東京都ホームページ等での公表等を行う。
- ⑥ 本プロポーザルのため、東京都から受領した資料は、東京都の承諾なく目的外使用や公表することはできない。
- ⑦ 実際の火葬炉設備工事は、選定された技術提案内容により縛られるものではない。

⑧ 提出書類は、審査の公平・公正を期するために、選定・非選定に関わらず、公表することがある。

⑨ 公告後に提出書類等に変更があった場合は、速やかに対象となる参加者に通知するものとする。

(3) 提出書類作成及び提出等の費用

提出書類の作成、提出に関わる費用、ヒアリング等に係る実費等の費用は全て参加者の負担とする。

(4) 事業計画等の変更及び中止

① 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、東京都は、事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

② 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して東京都は、一切の責任を負わないものとする。

以上